

2025 年 10 月 27 日

日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会員校 各位

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 中村 和彦

〈公印省略〉

ソーシャルワーク教育課程修了（予定）者に対する 優秀者表彰について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本連盟の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、学業成績・人物ともに他の模範となるべき教育課程修了者に対し、本連盟会長名による「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟表彰」を行います。表彰を希望される会員校におかれましては、「表彰状交付申請の方法」をご確認のうえ、所定の手続きに従い表彰状交付申請を行ってください。

なお、一昨年度より申請は専用 web フォームへの入力方式といたしております。申請にあたっては、学内でご確認のうえ、本件ご担当者様にてご入力くださいますようお願いいたします。

また、本年度より申請内容に基づき、「学校名・学部学科名・被表彰者氏名・卒業式年月日」を印字した表彰状を発行いたします。

■優秀者表彰交付申請フォーム <https://pro.form-mailer.jp/fms/54c6f450300988>



*このフォームは、セキュリティ機能 SSL を採用している「フォームメーカー」サービスを利用しています。

【本件に関するお問合せ先】

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

事務局担当：志田・吉田

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8

都漁連水産会館 6 階

電話：03-5495-7242

お問い合わせフォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/533555c6133882>

表彰状交付申請の方法

1. 表彰状交付対象について

・本連盟会費で課程費をお支払いいただいている課程につき、1名の表彰が可能です。

(例) 社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程の「会費」を納付している場合：

→「社会」と「精神」の各課程1人ずつ、合計2人の表彰が可能です。

※「社会」と「精神」の両課程同一学生での表彰(申請)も可能です。

⑨ 本表彰は、履歴書の賞罰に記載が可能です。事業所や施設等からの事実確認・本人確認に対応するため、被表彰者の生年月日、住所をお知らせいただきます。

2. 申請の手順(フォーム申請・申請期日)

1) 学内で表彰状の交付を申請するかどうかご検討の上、交付申請をする場合は、

・ 原則、**被表彰者が決定した後、専用 web フォーム「優秀者表彰申請フォーム」より申請(入力)ください。**

・ 本年度より、発行する**表彰状**は発行番号・養成課程種別のほか、申請書に**入力された以下の項目が印字済みのもの**になります。

➤ **学校名・学部学科(専攻)名**

➤ **被表彰者氏名**

➤ **卒業式年月日**

・ 申請期日と発送予定日は次の2回です。

① **2026年2月16日(月)までに申請 → 2月20日(金)発送**

② **2026年2月27日(金)までに申請 → 3月6日(金)発送**

※申請から発行(発送)までおよそ一週間ほどかかります。表彰状は、レターパックライトにて発送しますが、被表彰者への授与時期(卒業式)等を考慮の上、申請ください。

※やむを得ず、被表彰者が決定する前に表彰状の送付が必要な際は仮情報で申請が可能です。その場合は、「被表彰者氏名」については貴校にてご記名いただきますのでご留意ください。

2) 表彰状交付申請の入力内容に基づき、上記の日程で表彰状を発行し郵送します。学内事情により早期発行が必要な場合も対応します。その場合は、早めにお知らせください。

3) 表彰状がお手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。申請入力したデータを差し込み印刷いたしますが、万が一、誤りがあった際は、至急ご一報ください。

表彰状の見本

注1) 規格：A4判、縦長、横書き、証書ホルダー付き

注2) 発行番号のほか、交付申請された「学校名・学部学科名・氏名・課程種別・卒業式年月日」を表示（印字）し、発行いたします。

第 0000 号

表彰状

学校名 学部学科名

氏名 殿

(社会福祉士 または 精神保健福祉士 養成課程)

あなたはソーシャルワーク教育課程において
優秀な成績を修めて卒業されました
その努力に敬意を表するとともに今後身につけた
専門性を活かして益々ご活躍されることを
祈念しここに表彰します

数字 年 数字 月 数字 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 中村 和彦

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 表彰規程

（目的）

第1条 この規程は一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下「本連盟」という。）定款第6条第5号の規定に基づき、ソーシャルワーク教育学校に学ぶ学生のうち、特に優秀な学生について表彰することにより、学生の学習意欲を高め、もってソーシャルワーク及び社会福祉教育の水準向上に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 ソーシャルワーク教育学校の長は、社会福祉士ならびに精神保健福祉士養成課程に在籍する当該年度の卒業予定者のうち、学業成績・人物ともに他の模範となり、将来、社会福祉士または精神保健福祉士として働く確固たる意志のある学生について、1会員につき各課程1名を推薦することができる。

（被表彰者の推薦）

第3条 ソーシャルワーク教育学校の長は、被表彰者について所定の様式による推薦状とともに、定められた書式に従って表彰状の請求を本連盟事務局に行う。

（表彰）

第4条 推薦を受けたものに会長がこれを表彰し、理事会に報告する。会長不都合の場合は、当該学生所属のソーシャルワーク教育学校の長等がこれを代行する。

（被表彰者名簿の管理）

第5条 推薦を受けた被表彰者名は、被表彰者台帳により本連盟事務局で管理する。

（事務）

第6条 学生の表彰に関する事務は、本連盟事務局がこれを行う。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、平成15年8月1日から適用する。

附則

1. この規程の改正は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会の合併の日から施行する。